

育児休業Q&A

- Q 1 育児休業とはどのような制度ですか。
- Q 2 どのような職員が育児休業することができますか。
- Q 3 育児休業をするためには、どのような手続きが必要ですか。
- Q 4 一度育児休業しましたが、もう一度育児休業をすることができますか。
- Q 5 育児休業の期間を延長することはできますか。
- Q 6 育児休業中の身分はどうなりますか。
- Q 7 育児休業中の給与はどうなりますか。
- Q 8 昇給にはどのような影響がありますか。
- Q 9 退職手当にはどのように影響しますか。
- Q10 育児休業期間中の給付金等について教えてください。
- Q11 共済組合関係について教えてください。



Q1 育児休業とはどのような制度ですか。

A1 3歳に満たない実子又は養子を養育するため、その子が3歳に達する日（誕生日の前日）までの希望する期間において、身分を保有したまま育児に専念できる制度です。

Q2 どのような職員が育児休業することができますか。

A2 3歳に満たない子を養育する職員でしたら、男女を問わず、育児休業をすることができます。ただし、次の職員は対象となりません。

1. 期間を定めて雇用されている職員

ただし、引き続いて1年以上雇用されている職員であって、養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる場合（1歳到達日から1年を経過するまでの間に雇用期間が満了し雇用の更新がないことが明らかな場合を除く）は対象となります。

2. 育児休業の申出があった日から起算して1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

3. 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

【宇都宮大学職員の育児休業等に関する規程第3条，第4条】

Q3 育児休業をするためには、どのような手続きが必要ですか。

A3 育児休業を開始しようとする日の1月前までに、「育児休業申出書」に出生（出産）証明書，母子健康手帳の出生届済証明書等（写しでも可）を添付のうえ，所属の総務担当係に提出してください。

なお，やむを得ないと認める理由がある場合は，育児休業開始日の1週間前までの日に申し出ること可能です。

【宇都宮大学職員の育児休業等に関する規程第5条】

Q4 一度育児休業しましたが、もう一度育児休業をすることができますか。

A4 育児休業は一子（双子以上の場合も同様）につき一回限りですが、特別な事情がある場合には、再度の育児休業を申請することができます。

なお、配偶者の産後休暇中に育児休業を取得した場合も、再度の申請が可能です。

【宇都宮大学職員の育児休業等に関する規程第6条】

Q5 育児休業の期間を延長することはできますか。

A5 原則として1回に限り延長することができます。

終了予定日の1月前の日までに、申請時と同じように「育児休業申出書」を所属の総務担当係に提出してください。

【宇都宮大学職員の育児休業等に関する規程第11条】

Q6 育児休業中の身分はどうなりますか。

A6 育児休業中も宇都宮大学の職員としての身分を失うことはありません。

【宇都宮大学職員の育児休業等に関する規程第12条】

Q7 育児休業中の給与はどうなりますか。

A7 給与は支給されません。

月の途中で育児休業した場合又は育児休業から職務に復帰した場合は、勤務した日について日割り計算により給与が支給されます。通勤手当は、復帰した日又はその翌月から支給されます。

期末・勤勉手当は、育児休業中であっても、基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間があるときは、勤務した期間に応じて支給されます。

なお、期末手当について、育児休業の期間が1か月以下である場合、従来は育

児休業期間の2分の1に相当する期間を勤務した期間として算定されましたが、平成23年12月期から、育児休業期間の全てを勤務した期間として算定されます。

【宇都宮大学職員給与規程第37条～第39条、第44条】
【人事院規則9-40-40】

Q8 昇給にはどのような影響がありますか。

A8 育児休業期間中は、その休業期間に応じて昇給する場合があります。
また、職務に復帰した場合は、復職時調整により号俸数の見直しを行います。

Q9 退職手当にはどのように影響しますか。

A9 在職期間から以下の期間を除算して計算します。

1. 当該子が1歳に達する日までの期間：休業期間の3分の1に相当する期間
2. 当該子が1歳に達した日以降の期間：休業期間の2分の1に相当する期間

【宇都宮大学職員退職手当規程第8条】

Q10 育児休業期間中の給付金等について教えてください。

A10 雇用保険の育児休業給付は、育児休業期間中に支給される「育児休業基本給付金」と育児休業が終了して6か月経過した時点で支給される「育児休業者職場復帰給付金」があります。

ただし、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した場合は、「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」を統合した「育児休業給付金」が支給されます。

1. 受給資格について

育児休業開始日前2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある月(過

去に基本手当の受給資格決定を受けた場合はその後のものに限りません。)が12か月以上ある方が対象となります。

2. 育児休業基本給付金（平成22年3月までの育児休業者）

給付期間：子どもの1歳の誕生日の前々日までの期間

給付金額：「育児休業開始時賃金日額×支給日数×30%」が、2か月に1回支給されます。

（注1）支給日数は30日。給付期間終了日の属する期間については当該対象期間の日数です。

（注2）支給額上限があり、毎年8月1日に見直されます。

平成21年8月～平成22年7月は月額125,820円です。

申請手続：総務課福利厚生・共済係を通じて、2か月に一度申請します。

3. 育児休業者職場復帰給付金（平成22年3月までの育児休業者）

給付条件：育児休業基本給付金を受給し、育児休業終了（子が1歳に達した日）後、引き続き6か月間雇用された場合に支給されます。なお、子が1歳に達した日以後も引き続き休業している場合でも、6か月間雇用が継続していれば支給されます。

給付金額：「育児休業開始時の賃金日額×育児休業基本給付金の支給日数×20%」が一括で支払われます。

（注）平成19年10月～平成22年3月までの間、支給率が10%から20%に引き上げられましたが、平成22年4月以降も当分の間延長されることになりました。

申請手続：総務課福利厚生・共済係を通じて申請します。

4. 育児休業給付金（平成22年4月からの育児休業者）

給付期間：子どもの1歳の誕生日の前々日までの期間

給付金額：「育児休業開始時賃金日額×支給日数×50%」が、2か月に1回支給されます。

申請手続：総務課福利厚生・共済係を通じて、2か月に一度申請します。

※雇用保険法による育児休業給付の要件を満たさない場合は、共済組合制度の育児休業手当金が支給されることがあります。

Q11 共済組合関係について教えてください。

A11 共済組合の掛金について免除の申請をした場合には、その育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの掛金が免除されます。【国家公務員共済組合法第100条の2】

なお、育児休業期間中でも医療給付は受けられます。